



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会
(11 月定例会)



日時：令和 5 年 11 月 17 日（金）午後 1 時 30 分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 第 39 回神奈川県社会福祉大会について
【情報提供】(神奈川県社会福祉協議会)
- (2) 横浜市空家等対策計画の改定に係る市民意見募集について
【市民意見募集】(建築局住宅政策課)
- (3) 令和 6 年神奈川県消防出初式について
【情報提供】(神奈川県消防署総務・予防課)
- (4) エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けたご協力について
【掲出依頼】(区政推進課)
- (5) 「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について
【情報提供】(区政推進課)
- (6) 「GREEN×EXPO 2027」啓発物品（ピンバッジ）の送付について
【協力依頼】(区政推進課)

- (7) 「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた意見募集等について
【情報提供】(区政推進課)
- (8) 線引きの見直しについて
【事業説明】(区政推進課)
- (9) 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結について
【情報提供】(福祉保健課)
- (10) 第29期青少年指導員候補者の推薦について
【推薦依頼】(地域振興課)
- (11) 新たな図書館像(図書館ビジョン(仮称))の策定に向けた市民意見公募予定について
【市民意見募集】(地域振興課)
- (12) 横浜市立図書館臨時休館のお知らせについて
【情報提供】(地域振興課)
- (13) 令和5年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録動画のYouTube配信について
【情報提供】(地域振興課)
- (14) 「防犯対策電話録音機」の無償貸出について
【情報提供】(地域振興課)
- (15) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について
【掲出依頼】(地域振興課)
- (16) 第12回神奈川区小学校音楽フェスティバルについて
【情報提供】(神奈川区青少年指導員協議会事務局)
- (17) 神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方について
【報告】(神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局)

※(2)、(4)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12)、(13)は市連会からの議題です。

《12・1月定例スケジュール》

(地域振興課)

① 12月区連定例会について

例年どおり休会です。

② 12月の配送便（白袋）について

当初予定どおり休止です。

③ 1月区連定例会について

◇日時：令和6年1月18日（木）13時30分～

◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室

④ 1月の配送便（白袋）について

1月の配送便は1月25日（木）までに送付予定です。

1 第 39 回神奈川区社会福祉大会について

情報提供

「第 39 回神奈川区社会福祉大会」を以下のとおり 開催します。

◇日時：令和 6 年 2 月 1 日（木）午後

◇場所：神奈川公会堂

◇内容：第 1 部 社会福祉功労者感謝状贈呈式
第 2 部 活動発表（予定）

*詳細は調整中のため、決まり次第別途ご案内いたします。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：原田・佐野 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 横浜市空家等対策計画の改定に係る市民意見募集について

市民意見
募 集

本市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」を改定するにあたり、12 月中旬に改定素案を公表し、市民意見募集を実施します。

意見募集の期間は、令和 5 年 12 月中旬から令和 6 年 1 月中旬までです。

つきましては、11 月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて資料を 1 部お送りいたします。

なお、詳細な期間や素案の閲覧方法、御意見の提出方法は、12 月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

【問合せ先】

建築局 住宅政策課 担当：安藤・足立・北村 電話：671-4121 FAX：641-2756

3 令和6年神奈川区消防出初式について

情報提供

令和6年の新春にあたり、神奈川区の安心・安全を誓うため、防災機関、関係団体等の士気の高揚を図ることを目的として神奈川区消防出初式を举行します。

つきましては、地区連合町内会長にあっては11月20日頃、各自治会町内会長にあっては12月上旬にご案内を郵便にてお送りいたします。

【概要】

◇日 時：令和6年1月6日(土) 10:00～12:00

◇場 所：反町公園(反町1-12)

※雨天時は神奈川公会堂にて式典のみ実施(富家町1-3)

◇実施内容：①式典：表彰

②演技等：区内学校演技、救助演技、一斉放水

③消防ふれあい：車両展示、消防車両乗車体験、ミニ防衣着装体験、はしご車搭乗体験(事前申込)等

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 庶務係 担当：丸茂・中川 電話・FAX：316-0119

4 エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けたご協力について

掲出依頼

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大3万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

つきましては、11月の配送便にて広報チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

温暖化対策統括本部 調整課 エコハマ担当 電話：671-2661 FAX：663-5110

5 「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について

情報提供

「GREEN×EXPO 2027」開催の背景や理念を伝えるため、市長が各区の区連会を訪問します。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

都市整備局 国際園芸博覧会推進課 担当：中村 電話：671-4627 FAX：212-1223

6 「GREEN×EXPO 2027」啓発物品（ピンバッジ）の送付について

協力依頼

横浜市では2027年国際園芸博覧会（略称：GREEN×EXPO2027）の開催に先立ち機運を高めるために啓発物品を制作しております。各自治会・町内会長様におかれましても機運醸成に御協力いただきたく、啓発物品のピンバッジ1個を11月配送便にて各自治会町内会長様あてに送付いたします。御着用いただき啓発に御協力くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

区政推進課 担当：井上・白石・宮城 電話：411-7027 FAX：314-8890

7 「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた意見募集等について

情報提供

現在、都市づくりに関する方針である「都市計画マスタープラン」等について、令和7年度改定に向けて検討を進めています。

今後、意見募集やワークショップ等を実施し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定していきますので、その予定をお知らせします。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

都市整備局 企画課 担当：岡田・水谷・東・齊藤 電話：671-3749 FAX：664-4539

8 線引きの見直しについて

事業説明

線引き見直し都市計画市素案（案）を作成し、リーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

つきましては、11月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。なお、内容は12月下旬頃公表予定です。

- ・説明会：1月末から2月上旬まで
- ・縦覧（閲覧）及び意見書の受付：1月末から2月末まで
- ・リーフレットの配布開始（12月下旬）とあわせて、見直し該当の連合町内会長及び単位自治会町内会長の皆様にリーフレットを郵送します。

【問合せ先】

建築局 都市計画課 担当：鶴和・飯島・小池 電話：671-2658 FAX：550-4913

9 災害時要援護者名簿の提供に関する新規協定締結について

情報提供

神奈川区では発災時に要援護者の安否確認や避難・救出活動が円滑に行われるよう、地域における要援護者支援の取組を支援する一環として、希望する自治会町内会と協定を締結し、災害時要援護者名簿を提供しています。（現在、110 自治会町内会と協定締結済み）

今回、協定未締結の自治会町内会長様あてに受付期間等のお知らせを郵送でお送りします。

【お知らせの概要】

- ◇対 象：令和 6 年度から新規に災害時要援護者名簿の受領を希望する町会
- ◇受付期間：令和 5 年 12 月 1 日（金）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで
- ◇申込方法：福祉保健課までご連絡ください。

※協定未締結の自治会町内会長様あてに 11 月下旬までに郵送で送付します。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・高橋 電話：411-7131 FAX：316-7877
(名簿作成に関すること)

高齢・障害支援課 相談支援係 担当：保坂・根本 電話：411-7097 FAX：324-3702

10 第 29 期青少年指導員候補者の推薦について

推薦依頼

各地域で御活躍いただいております第 28 期青少年指導員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、11 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに推薦関係書類をお送りいたしますので、第 29 期青少年指導員の御推薦をお願いいたします。

※参考のため、推薦関係書類を席上の封筒にも封入しております。

【指導員概要】

◇任 期：2 年（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

◇基準年齢：令和 6 年 4 月 1 日現在、原則として 18 歳以上 70 歳未満の方、
再任の場合は 75 歳未満の方

【依頼事項】

◇提 出 物：第 29 期横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式 1）

※推薦書を提出できない場合は、「第 29 期横浜市青少年指導員候補者
未推薦確認書」をご提出ください。

◇提出期限：令和 6 年 2 月 8 日（木）

【問合せ先】

地域振興課 担当：宮本・上段 電話：411-7093 FAX：323-2502

11 新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について

市民意見
募 集

令和 5 年度中に策定する「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」に関する市民意見公募を実施します。

つきましては、11 月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて資料を 1 部お送りいたします。

◇市民意見公募の実施時期：令和 5 年 12 月中旬以降～令和 6 年 1 月

【問合せ先】

教育委員会事務局 教育政策推進課 担当：安部・宮崎

電話：671-3243 FAX：663-3118

12 横浜市立図書館臨時休館のお知らせについて

情報提供

市立図書館では、令和6年1月15日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、令和5年12月25日（月）から令和6年1月14日（日）まで、図書館は全館休館し、また移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

新システムでは、スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 担当：澤田

電話：262-7334 FAX：262-0052

13 令和5年度「自治会町内会のための講習会」事例発表収録 動画のYouTube 配信について

情報提供

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、11月の配送便にて参考までに各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。御視聴のほどよろしくお願いします。

【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：川口・高橋

電話：671-2317 FAX：664-0734

14 「防犯対策電話録音機」の無償貸出について

情報提供

「防犯対策電話録音機」の無償貸出しについて、あらためてご案内します。
つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

【事業の概要】

- ◇対象 象：①65歳以上の単身世帯
②65歳以上のみの世帯
③同居している人が勤務等で不在のため、日中は65歳以上のみとなる世帯
- ◇貸出台数：68台（予定）
- ◇募集期間：令和5年12月1日（金）から先着順
※貸出台数に達した時点で終了となります。

【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」12月号を11月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

16 第12回神奈川区小学校音楽フェスティバルについて

情報提供

今年度（第12回）は、区内小学校6校の参加により開催いたしますので、お知らせ致します。なお、来賓のご招待及び一般の方の来場は行いません。

【概要】

- ◇名 称：第12回神奈川区小学校音楽フェスティバル
- ◇開催日時：令和5年12月2日（土）10：30～12：40（※開場10：00）
- ◇場 所：神奈川公会堂（神奈川区富家町1－3）
- ◇主 催：神奈川区青少年指導員協議会

【ご連絡内容】

- (1) 地区連合町内会長様は、当日、ご来場、ご鑑賞いただけます。ご来場の際は、別添のプログラムをお持ちの上、受付にご提示ください。
- (2) 例年、各地区連合町内会にご協力いただいております協賛金については、昨年に引き続き今回もご依頼致しません。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

神奈川区青少年指導員協議会事務局（地域振興課） 担当：宮本・上段
電話：411-7093 FAX：323-2502

17 神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方について

報 告

9月区連定例会にてお知らせした交通部連絡委員会の今後のあり方に関し、各自治会町内会への意向確認結果について、ご報告いたします。

つきましては、11月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

なお、意向確認の結果を踏まえた今後の地域による交通安全対策活動の進め方につきましては、改めてご報告させていただきます。

【問合せ先】

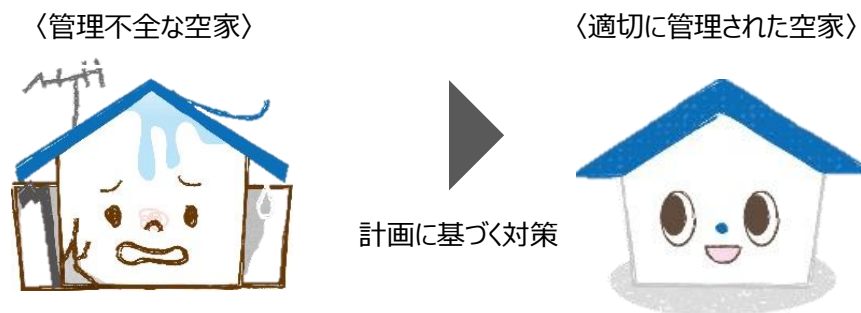
神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局 担当：佐藤・太田
電話：411-7095 FAX：323-2502

横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先			
横浜市建築局住宅政策課	担当	安藤、足立、北村	Tel 045-671-4121

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご利用いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661
E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20%^(1台あたり) **上限30,000円**分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

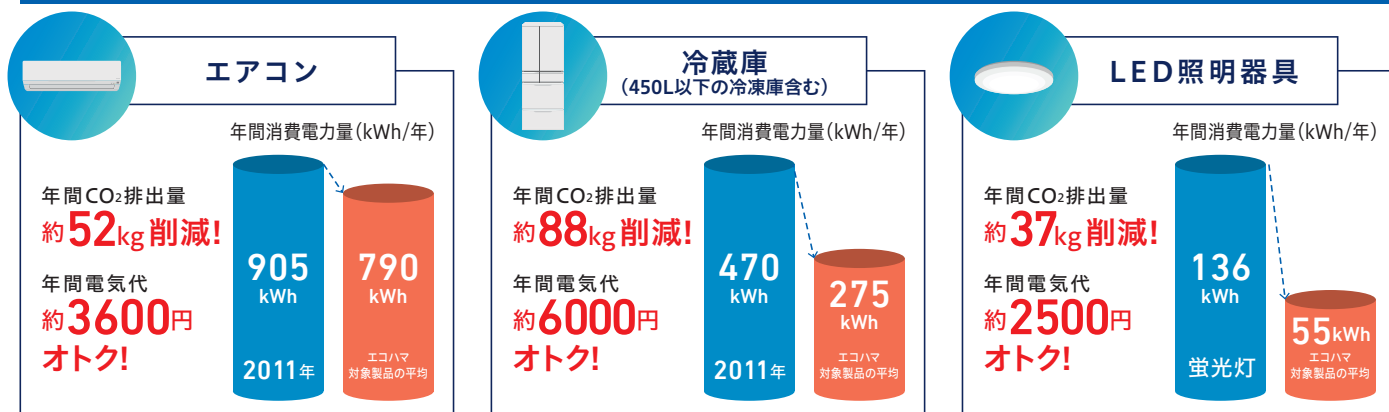
2023年8月29日(火)・・・2024年1月31日(水)

※郵送申請は
消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L～450Lの製品の数値の中間値
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00～18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。

線引きの見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）※について、おおむね 6～7 年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12 月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和 5 年 11 月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市 街 化 区 域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付	令和 6 年 1 月号に掲載
リーフレット	・見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付	12 月下旬から順次実施 ①PR ボックス等への配架 ②各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③地権者郵送 <u>④見直し該当の連合町内会 用及び単位町内会長へ郵送※</u>
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課 HP）	①見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	①12 月下旬掲載
	②見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	②1 月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1 月末から 2 月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12 月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

＜参考＞ 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時

日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658

神奈川区自治会・町内会長 各位

神奈川区長 日比野 政芳

第29期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域でご活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第29期青少年指導員（任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）候補者を、次のとおりご推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）

※ 推薦書を提出期限までに提出できない場合は、お手数ですが、同封する「第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者未推薦確認書」をご提出ください。

2 提出期限・提出先

令和6年2月8日（木） 神奈川区地域振興課 青少年指導員担当 宛て

※ 同封する返信用封筒でご提出ください。

3 送付書類

- (1) 第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）※ 記入例あり
- (2) 第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者未推薦確認書
- (3) 第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員の推薦基準について
- (4) 青少年指導員啓発チラシ ※ 被推薦者へのご説明の際などにご活用ください。

担当：神奈川区地域振興課 宮本・上段

電 話 411-7093

FAX 323-2502

Email kg-seishikyo@city.yokohama.lg.jp

(様式 1)

第 29 期（令和 6 ・ 7 年度）
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

神奈川県長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 （当初委嘱年月： 年 月）	

※年齢欄は、委嘱年度の 4 月 1 日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

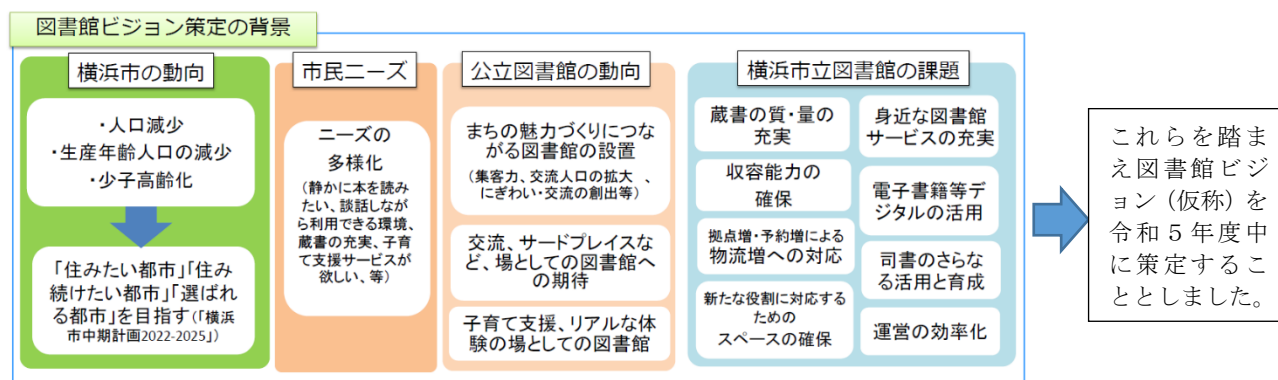
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



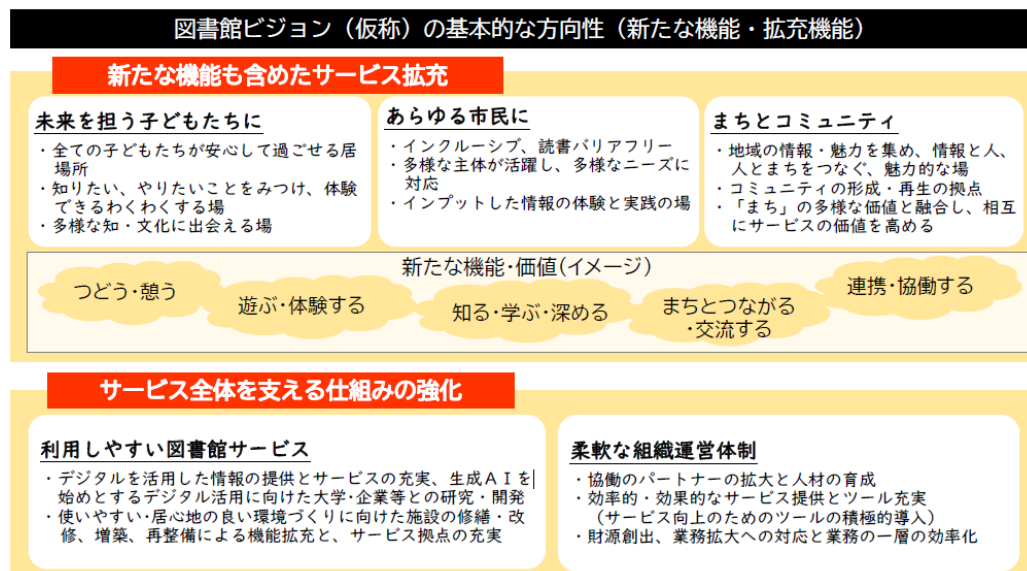
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



令和 5 年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画の YouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 5 年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画を YouTube にて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内 3 区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、

安心・支援部会長／ICT 担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICT を活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- ・令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 7 年 3 月 31 日（月）
- ・以下のホームページから視聴できます。（ご質問に対する回答もこちらに掲載予定）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下の QR コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧（個人向け）」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和 5 年 12 月 1 日（金）午前 9 時から令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 5 時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ（横浜市 自治会町内会への加入促進）に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

オレオレ詐欺等の迷惑電話防止対策に効果的な 【防犯対策電話録音機】を無償でお貸しします

令和5年12月1日（金）より原則として65歳以上の方を対象に、申請を受け付けます。是非ご利用ください。

※ご利用されている方々へのアンケート調査では、「防犯対策電話録音機」を設置したことで、9割以上の方が詐欺被害防止に効果があり、安心できるとご回答頂いています。

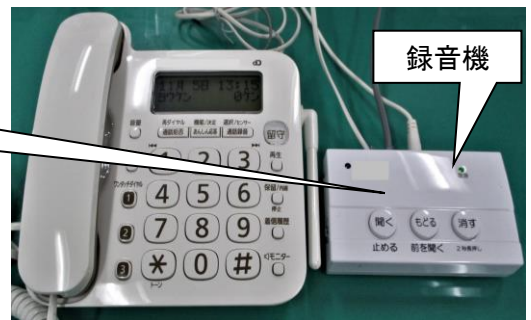
1 【対象となる世帯】（※神奈川区内の世帯に限ります）

- (1) 65歳以上の単身世帯
- (2) 65歳以上のみで構成される世帯
- (3) 同居している人が勤務等で不在のため、日中は65歳以上のみの世帯

2 【貸出台数】

68台（予定）

固定電話に接続して
使用します。



3 【募集期間】 令和5年12月1日（金）から先着順 貸出台数に達した時点で終了となります。

4 【申込方法】

申請書に必要事項記入のうえ、申込者の本人確認書類（運転免許証・運転経歴証明書・保険証等、65歳以上であることが確認できるもの）の写しを添えて、神奈川区役所地域振興課（505窓口）へご持参、若しくは郵送でお申込みください。

※申請書は、区役所本館5階地域振興課（505窓口）・神奈川区内の地区センター・地域ケアプラザでも配布します。神奈川区のホームページからもダウンロードできます。

神奈川区 防犯対策電話録音機

検索

5 【その他】

- ◆貸出の可否は、郵送にて通知します。
- ◆機器は区役所でお渡ししますので、神奈川区役所本館5階505の窓口までお越しください。
- ◆機器の設置は、ご自身で行ってください。
- ◆裏面に「申請書」がありますので、ご利用ください。

6 【お申込み・お問合せ先】

神奈川区役所地域振興課（防犯担当）

電話：411-7095 F A X：323-2502

住所：〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

特殊詐欺等撃退機器貸与申請書

年 月 日

(申請先)
神奈川区長

郵便番号 ()
申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

特殊詐欺等撃退機器を貸与願いたいので、神奈川区特殊詐欺等撃退機器貸与事業実施要綱第4条1項の規定により、次のとおり申請します。

申請にあたっては、特殊詐欺等撃退機器貸与事業実施要綱を遵守するとともに、区の審査に必要な利用者および同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を閲覧確認することに同意します。また、横浜市暴力団排除条例に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

利用者および設置する場所

住 所	(〒) 神奈川区		
ふりがな氏 氏 名			
電 話 番 号	0 4 5 - () - ※機器を設置する固定電話番号です。		
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
世 帯 区 分	☐ 高齢者単身世帯 ☐ 高齢者のみの世帯 ☐ 日中高齢者のみとなる世帯		
その他必要な事項			

- 1 氏名等の確認のため、申請時に申請者本人の確認ができる書類をご提示ください。
(免許証・運転経歴証明書・保険証等)
- 2 台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- 3 申請後に区役所で審査のうえ、機器貸与・不貸与を決定し、その旨を文書でお知らせします。
- 4 貸与が決定された場合、機器は神奈川区役所でお渡しします。(配送はしません。)
- 5 機器の設置は、貸与された方自身で電話機への接続を行ってください。

だまされたかも?! SNSで知り合った人から投資話

マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産で大儲けできる」と勧誘され、相手の指示した口座に次々と送金し、合計1,000万円も使った。取引サイト上は値上がりしていたが、お金が取り戻せない…だまされたのか？

投資トラブルに関する相談が寄せられています。SNSだけでつながる相手は本人確認が難しく、突然音信不通になる可能性もあります。また実際に投資が行われているのか、疑わしい事例もあります。暗号資産投資の実態を理解し、不安があれば取引しないことが賢明です。



トラブルに遭わないために

- 「必ずもうかる」という甘い話を信じない
- 投資内容が理解できない取引はしない
- 暗号資産交換業の登録業者か確認する
- SNSで知り合った人を簡単に信用しない



もしかして…
だまされた?!



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45)

令和5年11月17日

神奈川県自治会町内会交通部連絡委員会
委員長 岡田 孝

神奈川県自治会町内会交通部連絡委員会の今後のあり方について ～ 各自治会町内会の意向確認結果 ～

1 「交通部連絡委員会の今後のあり方」に関する各自治会町内会の意向状況

9月の区連会にてお諮り致しました「交通部連絡委員会の今後のあり方」に関する各自治会町内会への意向確認につきまして、各自治会町内会からの回答結果は次のとおりとなりました。

回答：161 団体 ／ 対象：168 団体（回答率：95.8%） （自治会町内会数（175）－区連会未加入（10）＋区連会未加入だが交通部長あり（3）＝168 団体）		
意 向	票数	票率
○交通部連絡委員会の体制を見直し、引き続き活動していく	37	23.0%
○交通部連絡委員会を廃止し、各地区連合、各自治会町内会で活動していく	123	76.4%
○棄権	1	0.6%

○「継続」：全体の約 1/4（37 団体） ○「廃止」：全体の約 3/4（123 団体）

2 交通部連絡委員会について

本結果から、各自治会町内会での活動を希望する地域が多数を占めている状況であることを踏まえ、交通部連絡委員会は令和6年3月31日をもって廃止と致します。

3 令和6年度以降の交通安全対策活動について

令和6年度以降の交通安全対策活動につきましては、地域振興課交通安全担当と調整のうえ、今年度中に改めて御報告させていただきます。

担当 神奈川県自治会町内会交通部連絡委員会
（事務局）神奈川県地域振興課 佐藤・太田
電話：411-7095 ／ FAX：323-2502